長与町農業委員会会議録

令和元年１２月２４日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和元年１２月農業委員会総会

１．　日時　　令和元年１２月２４日（火）　　９時３５分から１１時１０分

２．　場所　　長与町役場　４階第２委員会室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　柳原　厚志

委員　　３番　崎山　光子　　４番　古立　英明　　５番　辻田　晶夫

６番　田中　稔　　７番　柿本　香代　　８番　岡﨑　道子

９番　渡邉　章三　　１０番　山本　純博　　１１番　上杉　司

１２番　益冨　雅彦

４．農業委員会委員　　欠席委員（０名）

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　原口　司　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　森内　忠嘉　　５番　梶尾　厚　　６番　中村　栄治

７番　坂本　謙二　　８番　柳原　弘

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（０名）

７．　議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　８番　岡﨑　道子　　１０番　山本　純博

第２　　第１号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第２号議案　非農地判断について

第４　　第３号議案　農業委員会の法令遵守の申し合わせについて

第５　　第１号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

８．　農業委員会事務局職員

事務局長　　村田　佳美

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主任　　松本　あゆ子

事務局　皆さん、おはようございます。それでは、定刻を過ぎておりますが、総会の開催に先立ち報告をいたします。令和元年１２月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、本日は、１１人の出席であることを報告いたします。農地利用最適化推進委員は、７人出席でございます。

なお、９番、渡邉　章三委員と原口　司農地利用最適化推進委員のお２人が、所要のため、遅れてくるとの連絡がありましたので、お伝えいたします。

次に、お手元にお配りしております、第３号議案、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ」について追加議案として、提出いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　それでは、令和元年１２月の農業委員会総会を開催致します。

まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名致します。８番、岡﨑　道子委員、１０番、山本　純博委員を指名致します。

日程第２、本日は、第１号議案、農用地利用集積計画についてが、１件。第２号議案、非農地判断についてが、１件。本日追加されました、第３号議案、農業委員会の法令遵守の申し合わせについてが、出されています。そして、報告事項では、農地転用専決処分報告が、１件出されています。

それでは、日程第２、提出された議案の審議に入ります。第１号議案、農用地利用集積計画について、審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは、第１号議案、農用地利用集積計画についての案件に入りますが、１ページから３ページの議案提出・規定・集計表等については、省略させていただきます。

それでは議案書の４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。

利用権を設定する土地は１筆です。長与町三根郷（地番）、田、１，１８２㎡です。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物名は水稲です。令和２年１月１日から令和６年１２月３１日までの５年間です。平成２７年１月１日より借りており、１回目の更新となります。年間の借賃は、米〇〇ｋｇ。借賃の支払い方法は、毎年１０月頃に自宅へ納入とします。継続になります。

６ページをお開き下さい。土地の所在ですが、三根郷、〇〇交差点より約２００m進んだＪＲ長崎本線付近の緑色で表示している場所が、申請地、三根郷（地番）となります。以上で、説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

田中光夫推進委員。

推進委員
３　番

１２月１７日の午後、水谷会長、柳原職務代理、事務局と私の５名で現地確認を行いました。継続という事で、来季に向けた準備がされておりました。適正に管理されておりますので、問題ないと思います。以上です。

議　長

続きまして、地区担当委員の柳原委員お願いします。
２番、柳原厚志農業委員。

２　番

私の方も一緒に見に行ったのですが、（借主）さんは、兼業農家なのですよね。それで、主に水稲を耕作されており、すぐこの緑の手前のコンビニ側が、自分の田んぼでありまして、機械化を進められて、田んぼを広く作っておられます。機械についても、コンバインとかトラクターとか、乗用田植え機とか、ほとんど揃えて一生懸命頑張っておられます。仕事は、（会社名）に勤めておられ、夏場は、仕事が終わってから一生懸命頑張っておられますので、問題ないと思います。以上です。

議　長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

議　長

質問なしと認めます。それでは、説明のとおり農用地利用集積計画を許可することに異議がない方は挙手をお願いします。

議　長

全員です。

議　長

挙手された農業委員が、全員ですので、許可することに決定致します。
それでは、第２号議案、非農地判断について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第２号議案、非農地判断について議案書の２ページをお開きください。番号１から８番まで、一括してご説明いたします。遊休農地の所在地は、番号１、丸田郷字（地番）、

登記、畑、現況、畑、面積が、８９９㎡。同じく、(地番)、登記、畑、現況、畑、面積が、８７５㎡。同じく（地番)、登記、畑、現況、畑、面積が、４，７７５㎡。同じく（地番)、登記、畑、現況、畑、面積が、９９５㎡。同じく（地番)、登記、畑、現況、畑、面積が、１，４５３㎡。同じく（地番)、登記、畑、現況、畑、面積が、９１０㎡。同じく（地番)、登記、畑、現況、畑、面積が、６５５㎡。同じく（地番)、登記、畑、現況、畑、面積が、９１１㎡。合計８筆の１１，４７３㎡です。農振区域は、８筆とも農用地です。所有者は、(氏名）さん、長与町丸田郷（地番）にお住まいの方です。

この案件につきましては、所有者のご家族より現況は山林化しており、非農地として取り扱いができないかとの相談がありました。対象となる農地は、農用地のため、事前に産業振興課へ農用地の除外が可能か確認を行い、１２月１７日に、地元委員さんと事務局で現地確認を行ったところ、現地は、山林化が認められ、所有者の非農地とする意向も確認できたため、議案として提出するものです。

遊休農地の場所を申し上げます。広域図で分かりにくいですが、図面、中央に１～８の数字で表示している部分が対象の農地となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っています。推進委員さんの梶尾厚さんから説明をお願いします。

推進委員５　番　　７番につきましては、９月２４日に上杉さんと私、あとの分については、１２月１７日に村田局長、森さん、上杉委員さん、崎山さん、私で、現地確認を行いました。今、事務局の説明通り、実際に見てみると、山林化で、孟宗竹は植わっているし、雑木山ですね、ちょっとここは、難しい。現在は、大きな木が植わっていて、ほとんど山の状態ですね。だから、非農地にしても畑には復興できないという事で見ました。あと、詳しいことについては、上杉委員の方から、担当ですからよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議　長　　それでは、地区担当農業委員の上杉司さんお願いします。

１１番、上杉司農業委員。

１１番　　説明いたします。この８個、８番まで全てですね、もう１０年前から山林化しておりまして、放棄されておりました。１番は、杉とクヌギを１０年前に植林されて完全な山です。２番も、１０年前に杉を植林されております。３番が、もう１０年前から完全に放棄されて山林化しております。４番は、クヌギ、どんぐりですね、これを１０年前に植林されて山林化しております。５番も１０年前から放棄されて完全な山林です。６、７、８番も１０年前から放棄されて、完全な山林になっております。以上です。

議　長　　説明が終わりました。ご意見・ご質問はありませんか。６番、田中　稔委員。

６　番　　この案件については、個人の１番から８番まで全部、個人の所有ですね。まだ、これ以外に、（氏名）さんという方は、農地があるかどうか教えてください。

議　長　　はい。事務局どうぞ。

事務局　　はい。これ以外にも（氏名）さんの農地は、ございます。現在、耕作されている分もありますが、面積も必要ですか。

６　番　　面積は、いりません。私も、もう農業委員に長くお世話になっていますが、この案件みたいに個人的に件数が多いのは、初めてなのです。県としても、農地が荒れている所は、早く非農地にしなさいという指導も多分あっていると思います。前も指導があっていました。それで、悪い事ではないと、私も思うのですが、個人的に全筆、自分が持っているのを全部、非農地にしてもらいたいという問題が出てきた時に困るなと、今、考えたものですから他に、そういう、まだ耕作されていらっしゃる農地があれば、問題がないかなという事も言われます。ただ、８件の非農地証明を出すのは結構だと思うけど、今、１０年前から全部放棄されておると、委員さんの話がありました。農地法として、この非農地証明を何年で出せばいいのか、というのを私は分かっていますが、皆さんご存じでしょうか。本当は、２０年という決まりがあるそうです。そういう所をどう考えるか、他の委員さんにも考えてもらわないといけないと思います。ただ、非農地を出すのは、結構だと思います。どうせその方、耕作できないし、山林化するということですから、ただ、年数がね、問題がいろいろあります。あそこは、まだ、荒れて５年しか経たないのに、非農地証明の許可をもらっている。と話を聞きます。そうなれば、誰でも、荒地にして、早いうちに許可をもらおうかとなった場合が、農業委員会としては、それは止めていかないとと考えますので、そういう所をみなさんに意見を聞いていただきたいと思っております。以上です。

議　長　　会長の見解として少し申し上げてみたいと思います。本来、もう１０年もという事になれば既に非農地にしなければならない事なのですが、昨年から、私、会長になりましてメリハリをつけましょうと、皆さん方と協議をしてきました。やはり、はっきり言いますと、もう農地に適さない所は、外していくというのが、本来の筋ですし、国も県もそういう指導を現在行ってきております。そういう事で、今回、まず現況調査で２年連続、Ｂ判定の場合は、非農地として取り扱いをする。という事なのですが、ただ、その中に、いろんな問題があり

まして、いろんな国の補助を受けた畑総地帯であるとか、畑灌、畑総ですね、そういう所については、いろいろと考慮をしながら進んできたわけですが、今後は、農業会議も、国も、早くしなさいと、反対に目標面積を設定しております。そういう事で、今回は、個人での申し出を優先して出しましょうと、それは、当然、その条件に適さなければならないわけです。今、言いましたように、Ｂ判定が２年と言うのが、最初の限度となっておりますし、それから今後は、年度が変わりますと、この前、みなさんと一緒にワーキングをしましたけども、今度また、後で申し上げますが、地元の認定農業者の方々とも、協議をしながらこの農地をどうメリハリをつけていくか、そういう事を含めて、ある程度、線を出してからＢ判定の判断を実施して行こうという考え方を持っています。そういう事で、みなさん方にも今後、取り組みをお願いできればなという風に思っております。必ずＢ判定が２年連続をし、それからまた、２名で、事務局と一緒に確認に行くという形をとっております。ただ、その前に、農用地の中の除外という形、除外じゃありませんけども、そういう中ですので、農林水産担当の課とも、事前にチェックをしながら進めていくというのが、今までの、長与町のやり方でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

議　長　　事務局からありませんか。

事務局　　この案件につきましては、平成２６年度時にＢ分類と判定された所を随時１０年ぐらいかけて、山林にしていこうという、県の目標がありまして、それに伴いまして、平成２８年度に１回、農用地区域以外の所については、非農地として、結構な件数、２００件近くだったと思いますが、出させていただきました。その時に、農用地区域外については、同じ山の連なりであっても、農用地区域外の所は、非農地通知を出させていただいたという経過がありまして、同じ連なっているのに、なぜ、こっちの方は、非農地通知にならないのかというご相談を受けたという経緯がございます。それで、これまでは、農用地区域を除外していたので、非農地は出していなかったのですが、今後は、農用地の中であっても、山林化してしまった所については、山林化まででしたら農用地区域の中でも、非農地通知として発行することが可能との確認が取れましたので、今回、ご家族のご意向もありまして、非農地通知の議案の審議に上げさせていただきました。それに付随しまして、現在、この前の現地確認の際には、その周辺農地についても併せて確認をさせていただきました。これにつきましても、山林化しているように見受けられているのですけども、ご本人様、所有者様方に、非農地通知書の確認書類が間に合っておりませんでしたので、今回は、事前にご相談があった（氏名）さんの８件だけですね、議案に上げさせていただいた次第です。以上です。

議　長　　他かにご意見・質問はありませんか。
　９番、渡邉章三農業委員。

９　番　　農用地内でも、今からは、非農地扱いをするという方向性ですね。で、一つね、例えば、町内では、補助事業、国の補助事業とか、県の補助事業、畑灌とかね、そこの中も結構あるのですが、こういう所はですね、基本的には、非農地はしないという事なのですか。

事務局　　はい、おっしゃる通りですね、補助を使って、畑灌ですとか、基盤整備ですとか、されたところについては、一定期間は、農用地、農業の用地として、ずっと農地として守っていくという風になっておりますので、ここの部分については、所管の産業振興課になります、農用地区域の所管も産業振興課になりますので、そちらの方に、随時確認を取りながらどうしても山林化してしまっている所につきましては、非農地として認定できるような所であれば、発行しますが、それ以外については、引き続き、守っていただく。当然、畑総につきましては、中山間地域や基盤整備をしている所については、集落の方で、草刈り等の管理をしていただいて、おそらく、保全管理までには、なっているかとは、思うので、非農地通知の対象とはならないと考えております。以上です。

議　長　　あの、補助対象地域については、その本人だけではなく、その周りの方々に、いろいろな問題が発生するという事で、例えば、農林省の関係であれば、そのような５年であったり、８年であったり、１０年であったりそういうものが、暗黙の裡にあるわけです。これは、決められたわけではなくて、本来であれば、ずっとやりなさい。というのが、国の方針なのですけど、だからそこを超えたところで、判断をしていくという形でないと出来ないと思います。ですから、今後は、期間が過ぎれば、当然、そこを、それは、みなさんの地区の総意の中で、これをもう、外しましょうという形も、取っていかないとなあという考え方を持っております。これは、行政ではなく、地区の意見もありますし、ここは、どうしても優良農地だから残したいという分があれば、そういう形にもしなければならないかなという風に考えております。これ、また、皆さん方で、今後、その線引きについは、この前、１回、簡単なワークショップをしましたが、また、もう一回、だんだん広げていって、最終的な地区で、そういう説明会をした中で、ほぼ決めていく、という風な形にしていきたいと思います。いいでしょうか。

９　番　　はい。わかりました。ただ、希望的には、やはりそういう補助事業を受けた所は、優良農地ですよね。で、年々年をとって高齢化していますよね。跡継ぎもいない所もいらっしゃるし、であれば、やはりその、いわゆる、農業委員会もありますが、今、言われた産業振興課、局長も特に言われたように、所管は産業振興課という事が耳に入ってくるものですから、そこを連携しながらいかないといけないと思う。だから逆に言うと、認定農業者とかね、そういう方達が、地区内におられれば、産業振興課と打ち合わせて、斡旋をするとか、そういうことをしないと、ただ所管が違うのでと言う事はしてないと思いますが、できればそこらの

仲を取っていただいて、荒れないようにしないと、そういう問題が出てきた時に、周りに迷惑をかけるというのが、今の実態じゃないかなという事を思っていますので、特に、産業振興課の方と、そういう、両方手を取り合って無くす方向性にもっていっていただけたらと思います。以上です。

議　長　今、渡邉委員がおっしゃったように、そういう形もありまして、今度は、後で、提案しますが、１月に、もう１回、認定農業者と合同でワークショップをして、そこら辺の、本来、個人所有の農地の物で有りますけど、ある意味では、地区の所有というか、財産であるので、その地域をどうするか、という事は、残る人が、どういう風にやっていくのかという考え方も、十分聞いてですね、そこで、進めていきたいという風に思いますので、ご指摘の通り今後努力していきたいと思います。

議　長　他にありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　それでは、意見なしと認めます。説明のとおり非農地として判断することに異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　全員という事で、非農地と判断することに決定いたします。
それでは、追加議案の第３号議案、農業委員会法令遵守の申し合わせについて事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは、お手基にお配りしております第３号議案、農業委員会の法令遵守の申し合わせについて議案書１ページ目につきましては、提案の理由書になります。
　それでは、２ページをお開きください。この案件につきましては、農業委員会の農地法違反等に関する不祥事が、今年、全国で複数あり、農林水産省より２回、綱紀粛正の通知が、派出されております。一連の不祥事は、農業委員会及び農地制度に対する国民の信頼を大きく傷つけるものでありその影響の大きさは、計り知れません。農業委員会の組織は、農業者の公的な代表機関として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現す

る責務を負っています。この令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において決議された「農業委員会の委員等の綱紀保持関する申し合わせ決議」の趣旨に則り、本町も「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」により注意喚起を行うものです。

それでは、３ページをご覧ください。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の内容を読み上げます。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、協議する。記、１．農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第３１条の議事参与の制限、同第３３条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。２．農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和元年１２月２４日、長与町農業委員会。となります。

今現在も、委員の皆様におかれましても、総会のたびに、個人情報の取り扱い、当然、法令遵守に則って事務を取り扱っていますが、全国的な流れもありまして、こういう決議を、総会の中で議決するようになりましたので、ご報告をいたします。以上です。

議　長　　この件につきましては、この前、東京で全国大会がありまして、私たちも長崎から１０名ほど参加しました。そこの中で、決議をされました。県の方の農業会議の方からも、この件について、当然、各々の各市町村の農業委員会で決議をしてください。との要請が来ております。で、我々の職務はですね、ある意味公職という事ですから当然、法令遵守というのがあります。ただ、過去のいろいろな不祥事の事例を見ますと、会長がいろいろやってきたというのが、非常に会長が権限を持っているというわけでは、ありませんが、会長の事例が結構出てきております。これは、各委員も一緒なのですけども、今までの農業委員会は、当然大事なことですけども、３条４条５条の決議が、非常に重い。イエスかノーか、私が、ノーと言えば、できないとか、そういう物が、非常に、公平性がない。そういう物について、やっぱり、ちゃんとしなければならない。という事が、一番根底にあるわけです。今は、当然、農業委員の仕事とか、それから最適化推進委員さんの仕事とか、というのは、たくさんある訳で、これの他に、たくさんの仕事がまだ、付与されてきているのですが、もう１回原点に立ち戻って、こういうことをやりましょうと、いう事の決議ですので、ぜひ、みなさん方も、そういう事を、ここの、長与町の農業委員会で、決議をいただければと、いう事が趣旨でございます。よろしくお願いしたいと思います。この件について、何か、ご意見、質問は、ありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　　無ければ、この件について、決議を取っていきたいと思います。この申し合わせ事項について、異議のない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　はい、ありがとうございます。それでは、法令遵守の申し合わせ事項について決定いたします。
それでは、次に報告事項を先にしましょうかね。
報告事項をお願いします。

事務局　　それでは報告事項の１ページをお開き下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。１．当事者の氏名・住所・職業、譲受人は、（会社名）。お手元の報告書のこの会社の住所につきましては、長崎市大橋町（地番）となっておりますが、誤りで、正しくは、長崎市大橋町（地番）です。職業は、法人です。
譲渡人は、（氏名）さん、愛知県知多市つつじが丘（地番）です。職業は、会社員です。２．土地の所在等ですが、長与町高田郷（地番）、登記簿、畑、現況、宅地、面積１，１３５㎡で、高田南土地区画整理事業（街区番号）の３６２㎡です。３．転用計画は、宅地造成です。４．申請日、令和元年１２月１１日。５．専決処分の日、令和元年１２月１８日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。令和元年１２月２４日、長与町農業委員会事務局長 村田佳美。
それでは、次の２ページをご覧下さい。届出の場所を申し上げます。高田郷、〇〇公園付近の右下ですね、赤色で表示している部分が、申請地、高田郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今、報告について、質問ございませんか。
９番、渡邉章三農業委員。

９　番　　上の段の、高田郷（地番）と（街区番号）この関連ですね。これは、区画整理をして下の面積になったという事で理解していいでしょうか。

議　長　　事務局どうぞ。

事務局　　渡邊委員さんが、おっしゃられる通りです。

議　長　　括弧書きなので、その中の一部ととらえていいのかな。一部じゃない。それが、全部という事ですね。私もちょっと理解が難しかったです。
ほかにありませんか。

【意見・質問なし】

議　長　　それでは、次の行事報告に移ります。事務局より説明をお願いします。

【この後、令和元年１２月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会１２月総会を閉会します。